

一般会計補正予算（専決第1号）

1250万円の専決処分を承認



一般会計予算は、1250万円が追加され、総額80億7650万円となった。

歳出は、すべて衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙、及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費である。

これに対する歳入は、県支出金1100万円、前年度からの繰越金の一部150万円である。

※専決処分とは
緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がない場合などに、議会が議決すべき事項について、町長が意思決定すること。

令和6年第5回定例議会は、12月2日から12日まで、11日間の会期で開かれた。

開会日は、一般会計補正予算（第3号）ほか3議案が提案された。うち、専決処分2議案の報告を受け、承認した。そのほかは会期中の各委員会において審査を行った。

11日に一般質問を行い、最終日は6議案を追加して審議し、いずれも原案どおり可決して閉会した。

一般会計補正予算（第3号）

2億400万円を追加

一般会計予算は、2億400万円が追加され、総額82億8050万円となった。

歳出の主なものは、障害者の自立支援給付費運営事業に係る経費1億580万円と、幼児園に勤務する会計年度任用職員（保育士）の人件費2485万円、ふるさと納税寄附金事業の関連経費2190万円、児童手当制度の拡充に対応するための扶助費2051万円である。

ほかに中央公民館西側駐車場の土地購入費1010万円、会計年度任用職員（事務職）の人件費460万円、自治会公民館の新築・改築に対する補助金405万円である。

これに対する歳入の主なものは、地方交付税4760万円、国庫負担金7990万円、国庫補助金404万円、県負担金2317万3千円、前年度からの繰越金の一部4147万5千円などである。



ふるさと納税のチラシ